

第 1 章 計画策定に当たって

第 1 章 計画策定に当たって

第 1 節 計画策定の趣旨

本市では、令和 3 年度(2021 年度)から令和 8 年度(2026 年度)までを計画期間とする「第五次防府市障害者福祉長期計画」(以下「長期計画」という。)を策定し、各種施策の充実に取り組んでいるところです。

また、平成 17 年度(2005 年度)に、平成 18 年度(2006 年度)から平成 20 年度(2008 年度)までを計画期間とする「防府市障害福祉計画(第 1 期計画)」を策定以降、3 年毎に計画の見直しを行い、必要とされる障害福祉サービスや相談支援が身近な地域において提供できるよう努めてきました。

また、平成 28 年(2016 年)6 月に改正された「児童福祉法」において、「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことから、平成 29 年度(2017 年度)には「防府市障害福祉計画(第 5 期計画)」に加えて「防府市障害児福祉計画(第 1 期計画)」を策定しました。

このたび、現行の「防府市障害福祉計画(第 5 期計画)」及び「防府市障害児福祉計画(第 1 期計画)」が最終年度を迎えたことから、障害者を取り巻く様々な環境の変化を踏まえつつ、次期計画として「防府市障害福祉計画(第 6 期計画)」(以下「第 6 期計画」という。)
「防府市障害児福祉計画(第 2 期計画)」(以下「障害児計画」という。)を策定するものです。

第 2 節 計画の位置づけ・性格

「第 6 期計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「総合支援法」という。)第 88 条の規定に基づく「障害福祉計画」として、「障害児計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく「障害児福祉計画」として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。

また、「第 6 期計画」及び「障害児計画」(以下「両計画」という。)は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく障害福祉施策全般の基本的な方針を定めた「長期計画」のサービス実施計画としての性格を有しています。

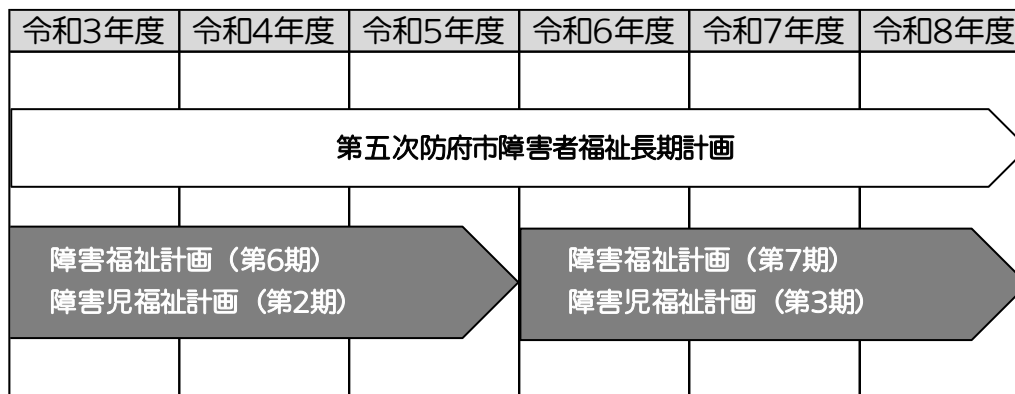
両計画は、国の基本指針に即し、山口県障害福祉計画との整合性を確保する

必要があるとともに、「防府市総合計画」や「防府市地域福祉計画」の本市の上位計画、及び「防府市高齢者保健福祉計画」、「防府市子ども・子育て支援事業計画」等、他の保健福祉関連計画との整合性を図っています。

第3節 計画の期間及び見直しの時期

両計画は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間を計画期間とします。

なお、両計画の最終年度となる令和5年度(2023年度)には、必要な見直しを行い、「防府市障害福祉計画（第7期計画）」及び「防府市障害児福祉計画（第3期計画）」へと改訂していくこととなります。



第4節 計画の策定体制

この「両計画」は、防府市地域総合支援協議会及び防府市障害者保健福祉推進協議会において協議した上で計画案を作成し、更に広く市民の意見を聴くため、パブリックコメントを実施して策定することとしています。

1 防府市障害者保健福祉推進協議会の設置

本市では、「長期計画」の策定及び見直しに当たり、障害者基本法第36条第4項の規定に基づき、学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者及び行政関係者並びに公募委員で組織する合議制の機関として、防府市障害者保健福祉推進協議会を設置しています。

本協議会の協議事項は、本節2のとおりとしていますが、総合支援法第88

条第9項の規定により、この両計画の策定及び見直しについても本協議会で協議することで、「長期計画」との整合性を図っています。

2 防府市障害者保健福祉推進協議会の協議事項

① 障害者基本法第36条第4項各号に掲げる事務

- ・障害者基本法第11条第3項の規定に基づき策定する市町村障害者計画について、策定及び変更に関する事項を処理すること。
- ・本市における障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- ・本市における障害のある人に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

② 総合支援法第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画に関すること。

③ 児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画に関すること。

④ ①から③に掲げるもののほか、障害のある人に関する施策の推進について、必要な事項

3 防府市地域総合支援協議会からの意見聴取

本市では、総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、学識経験者、障害者団体又は家族会の代表者、地域福祉団体代表者、相談支援事業者、保健・医療機関関係者、社会福祉協議会職員、総合支援学校教職員、企業・就労支援関係機関職員で組織する合議制の機関として、防府市地域総合支援協議会を設置しています。

両計画の策定に当たっては、総合支援法第88条第8項及び児童福祉法33条の20第9号により防府市地域総合支援協議会の意見を聴くこととしています。

これは、実務者を中心とした防府市地域総合支援協議会の意見を聴くことにより、障害福祉サービス等の提供に当たっての具体的な課題や、必要とされる取組等を把握し、両計画に反映させるために行うものです。

4 パブリックコメントの実施

- ① 提出期間 令和2年12月25日（金）から令和3年1月25日（月）
まで
- ② 提出者数 1人
- ③ 提出件数 2件

第5節 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

防府市障害者保健福祉推進協議会や防府市地域総合支援協議会における有識者・関係者の意見を踏まえ、県と連携して、両計画の推進に向けて施策を展開します。

また、必要に応じ市関係部局との連携を図りながら、関係施策を横断的、効果的に実施します。

2 財政上の措置

両計画の基本目標の達成に向け、各取組を継続的に進めるため、必要な財政上の措置を講じるように努めます。また、国、県等の支援制度を積極的に活用します。

3 計画の達成状況の調査・分析・評価及び公表

計画の実効性を確保する観点から、総合支援法第88条の2により、定期的に計画の達成状況を調査、分析及び評価することとされています。

サービス見込量については、両計画に掲げた事項について、毎年度、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行います。

また、分析及び評価の際には、防府市障害者保健福祉推進協議会や防府市地域総合支援協議会の意見を聴いた上で、その結果について公表します。